

小平市教育委員会会議録（甲）

——4月定例会——

平成21年4月27日（月）

開 催 日 時 平成21年4月27日（月） 午後2時00分～午後3時26分

開 催 場 所 市役所5階504会議室

出 席 委 員 伊藤文代委員長

吉田昌子委員長職務代理者

荒畑忠弘委員

森井良子委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 昼間守仁教育部長

山田裕教育部理事兼指導課長

阿部和生教育庶務課長

大滝安定学務課長

永田達也学務課長補佐

白倉克彦指導課長補佐

有馬哲雄生涯学習推進課長

大平真一生涯学習推進課長補佐

中島明彦体育課長

深谷達中央公民館長

柄澤俊彦中央図書館長

島川浩一教育部参事

谷口雄鷹指導主事

書 記 石川進司教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事

傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

それでは、ただいまから教育委員会4月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、吉田委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（15）、及び、議案第2号から第5号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）東京都教育委員会平成21年度教育施策連絡会について。私から報告いたします。資料No.1をごらんください。

平成21年度の東京都教育施策連絡会は、去る4月9日木曜日午後2時から、東京都庁第一本庁舎において行われました。吉田委員、荒畑委員、森井委員、昼間教育部長、山田教育部理事、私の6人で出席をいたしました。教育長は教育長会のために欠席でした。

木村教育委員長による教育課程部会審議会経過報告の全体像についてのお話を初めとして、内館委員は御欠席でしたが、高坂委員、竹花委員、瀬古委員から、それぞれ所感が述べられました。中でも竹花委員からの、先生方管理職が相互に助け合う大切さ、あるいはまた、さまざまな立場の人が不信、対立を乗り越えて総合的立場で立ち向かうこと、すなわち教育に携わるものの総合力を向上させることが重要だ、との意見は、さまざまな連携協力を推進している小平の教育のあり方からしても共感できるものでした。

続いて、大原教育長から、今年度教育施策の概要について説明があり、教育長所管予算については、前年度比26%の増であること、関連して、新規事業の紹介、最後に、特に重要として、教職員の服務規律の徹底と、個人情報紛失事故の防止を求めるとのお話がありました。

また、今回は、都環境局都市地球環境部長より、東京から日本の地球温暖化対策の変革をとのタイトルで、世界的な環境問題について言及した上で、東京都の施策紹介などがありました。

続きまして、委員長報告事項（2）東京都市町村教育委員会連合会平成21年度第1回理事会について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

第1回理事会が4月23日に開催されまして、資料にございますとおりの議案が可決され、協議事項が承認され、その他の報告がありました。この理事会に基づく第53回定期総会は、5

月25日に予定されております。

以上、委員長報告事項を終わります。

(教育長報告事項)

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項(1)平成21年度東京都市教育長会総会について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項(1)平成21年度東京都市教育長会総会について、報告いたします。資料はございません。

平成21年度東京都市教育長会の総会が、4月16日に、東京自治会館において開催されました。平成20年度は、私、小平市教育委員会教育長が会長を務めてまいりましたが、この総会をもちまして、日野市教育委員会教育長に会長を引き継いだところでございます。今年度は、顧問として会長の補佐役を務めることになっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項(2)花小金井南中学校隣接地の土地使用について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項(2)花小金井南中学校隣接地の土地使用について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

本件に係る土地は、平成20年4月10日から平成21年3月31日まで、所有者である小平市土地開発公社より、小平市教育委員会への無償にての使用が承認されておりましたが、さらに、平成22年3月31日までの使用が承認されたものです。

具体的な使用内容につきましては、増築棟の建設を開始する予定のこの秋までは、学校の菜園等、同中学校の教育の用に供し、建設開始時よりは、資材置き場等建設の用に使用する予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）平成２１年度小平市立小・中学校学級編制について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（３）平成２１年度小平市立小・中学校学級編制について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

学級編制の基礎となります平成２１年４月７日の児童・生徒数につきましては、小学校の児童数が、固定の特別支援学級の児童を含めまして、９，３２０名、学級数は、通常の学級が２８８学級、固定の特別支援学級が１５学級、他に通級の特別支援学級が１７学級ございます。

昨年度と比較いたしますと、通常の学級の児童数が７７名の減、固定の特別支援学級の児童数は、１５名の増となっております。また、通常の学級の学級数は、４学級の減、固定の特別支援学級の学級数は、１学級の増、通級の特別支援学級は、１学級の増となっております。

次に、中学校でございますが、固定の特別支援学級を含めて、生徒数が４，１７４名、学級数は、通常の学級が１１５学級、固定の特別支援学級が１１学級ございます。他に通級の特別支援学級が３学級ございます。

昨年度に比べ、通常の学級の生徒数は３７名の増、固定の特別支援学級の生徒数は、１９名の増となっております。

また、学級数につきましては、通常の学級は昨年と同数、固定の特別支援学級は３学級の増、通級の特別支援学級は、１学級の増でございます。

特徴的なことといたしましては、小学校の児童数は昨年度に引き続き減少しましたが、中学校の生徒数は昨年度に引き続き増加しているところでございます。

また、特別支援学級が小学校、中学校とも増加しているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」の実施について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（４）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」の実施について、報告いたします。資料No.5をごらんください。

次世代を担う小・中学生には、彫刻などの芸術にもっと親しんでもらう必要があると考えておりますことから、そのための事業の一つとして、平成１８年度から、期間を定めて小・中学生の観覧料を免除し、美術に親しむ機会を提供する「わくわく体験美術館ウィーク」を開催しております。

開催期間中の実績といたしまして、平成18年度は171人、平成19年度は154人、昨年度は235人の子どもたちが来館しております。

この事業について、小・中学生向け教育普及活動をさらに充実させる意味から、平成21年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

開催期間でございますが、第1期は、こどもの日を中心にゴールデンウィークの4月25日（土）から5月6日（水）までの13日間、第2期は、小・中学生の夏休みの7月18日（土）から8月30日（日）までの44日間、第3期は、東京都教育の日及び文化の日を中心とする10月24日（土）から11月8日（日）までの16日間でございます。

なお、観覧料の免除は、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項、同施行規則第3条の規定に基づき行うものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（5）小平市平櫛田中彫刻美術館の臨時休館について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（5）小平市平櫛田中彫刻美術館の臨時休館について、報告いたします。

平成21年度は、年間で7回の企画展を開催することから、その前後に展示がえのため、1日ずつ臨時休館日を設けます。

臨時休館日は、5月11日（月）、6月29日（月）、8月31日（月）及び平成22年3月1日（月）の4日でございます。

市民の皆様には、市報、ホームページ及び館内掲示でお知らせいたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（6）平成21年度小平市立公民館事業計画について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）平成21年度小平市立公民館事業計画について、報告いたします。

公民館事業につきましては、資料No.7、平成21年度小平市立公民館事業計画にまとめてございます。その中で、今年度も昨年度に引き続き、家庭教育に関する講座等の充実を図り、全館で実施する予定でございます。

また、依然としてパソコン講座に対する要望も多いことから、今年度は内容を改め、実施いたします。

なお、地域協働の基盤づくりと、地域に根差した公民館事業の展開を図るため、市内施設等で出前映画会を開催いたします。

このほか、従来から実施しております公民館まつり、映画会、音楽会などを開催し、市民の交流と活動の場を提供してまいります。

以上が、本報告の概要でございます。

詳細につきましては、深谷公民館長より説明させます。

○伊藤委員長

深谷公民館長、お願いいたします。

○深谷公民館長

資料No.7の、平成21年度小平市立公民館事業計画につきまして、お手元の資料により御説明させていただきます。

まず、この事業計画につきましては、昨年11月の講座企画会議で頂戴いたしました一般市民の方や公民館運営審議委員からの御意見、御要望、また講座受講者からのアンケート結果等を反映させたものでございます。

今年度も、生涯を通じて学ぶ学習施設として公民館の果たす役割は大きいものと考え、引き続き学習機会の提供、学習環境の整備、充実を図ってまいります。

まず1ページ中段の推進施策ですが、主なものを申し上げます。

5の、「家庭教育に関する学級・講座等の開設に努める」につきましては、中央及び分館全館で家庭教育、子育て支援に関して、合計12講座実施いたします。

8の、「完全学校週5日制に対応した児童・生徒を対象とした事業の実施」につきましては、全館で土曜子ども広場「友・遊」を継続して実施してまいります。なお、昨年12月には中央公民館で「友・遊まつり」を開催いたしましたところ、ゲームコーナーや模擬店等を設け、500人を超える参加がありました。今年度も実施の予定でございます。

13の、パソコン講座の開設につきましては、要望が多かったインターネット環境の整備を一部の分館で実施いたしました。あわせて、今年度より機器類を新たにリース契約し、新バージョンのソフトウェアによりまして内容を一新し、一層の充実を図ってまいります。

5ページからの事業計画の中では、定期講座の開設について載せてございます。

次に8ページ中段でございます。

4の(1)「公民館まつり」の開催につきまして、各分館においては「公民館まつり」、中央公民館においては「小平市公民館まつり」を開催いたしますが、それぞれ側面からの協力をしてまいります。ちなみに、5月中旬から6月にかけて、仲町、上宿、花小金井南公民館で「公民館まつり」を開催いたします。それぞれ記念講演会や地域の小・中学校生徒の作品を展示する

予定でございます。

その下の5、視聴覚事業（5）、地域連携を目的とした出前映画会につきましては、いろいろな事情により公民館へお越しいただけない方のための出前事業でございます。事業内容は、16ミリのフィルムライブラリーを利用した映画会で、主に福祉施設や教育施設などに出向きまして開催いたします。そのほかにも、市民の皆様に公民館の様々な活動に御理解をいただく機会として、音楽会、映画会、講演会などを今年度も実施したいと考えております。

最後のページに、中央公民館及び分館の定期講座の一覧表を載せてございます。

以上が、平成21年度公民館の事業計画でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（7）平成21年度小平市立図書館事業計画について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（7）平成21年度小平市立図書館事業計画について、報告いたします。資料No.8をごらんください。

はじめに、本件は、小平市立図書館処務規程第7条第1項の規定に基づき、去る3月27日に開催された図書館協議会におきまして承認をいただいたものでございます。

次に、資料の2ページをごらんください。本年度は、9項目を主な事業に掲げました。

第1に、地域情報基盤の整備。

第2に、レファレンスの機能の充実とオンラインデータベースの導入。

第3に、子ども読書活動推進計画の改定。

第4に、学校図書館相談員の巡回

第5に、学校図書館との連携推進

第6に、仲町図書館建かえのための検討

第7に、市史編さん事業との連携・協力

第8に、郷土写真資料の整理

第9に、西部市民センターの防火設備改修でございます。

終わりに、この1年間の事業の取り組みといたしましては、4ページ上段から記載してございます、24項目にわたる各事業を展開してまいりたいと存じます。

詳細につきましては、柄澤中央図書館長から説明させます。

○伊藤委員長

柄澤中央図書館長、お願いいたします。

○柄澤中央図書館長

それでは、平成21年度小平市立図書館事業計画について、御説明をいたします。

ただいま教育長からの報告にありましたように、主な事業は9事業ございまして、資料No.8の2ページでございます。

(1) 主な事業ということでございますけれども、まず①、地域の情報拠点として大きな役割を果たすために、地域資料・情報の充実と情報発信を進めます、ということがございます。従来から地域資料、古文書の収集に取り組んでいたところですが、この3月末に小平の歴史を開く - 古文書目録解題編 - ということで、上巻を発行することができました。引き続き、平成21年度は下巻としまして、小平の歴史を開く - 史料集解題編 - を発行することになっております。

続きまして②の、レファレンスの機能を高め充実させるために、地区館へのオンラインデータベースの導入を検討します、ということですが、平成19年度に中央図書館2階の参考図書室内に、パソコンを3台配備し、うち一台は商用データベースの導入を図ったところですが、今年度は地区館2館に対し、開放型端末の配置を検討していきます。予定しております地区館は、花小金井図書館と小川西町図書館になります。

続きまして、③の、「小平市子ども読書活動推進計画」の改定作業を行います、でございます。平成17年に策定いたしました同計画の計画期間が、当初は平成19年度までを予定し、その後2年延伸させていただきましたが、年度末でこの期間も満了となることから、今年度は図書館協議会の意見やパブリックコメントなどを求めながら、改定作業を行うものでございます。

続きまして④の、小・中学校との連携を深め、学校図書館データ管理システムの運営を支援するために、学校図書館相談員による巡回を実施します、ということでございます。これにつきましては、2名の嘱託の方に引き続き巡回をお願いするところでございます。

続きまして⑤の、学校図書館との連携推進を図るため、中学校への協力員の配置を実施しますが、昨年度で文部科学省の研究事業として実施してきた小平市での学校図書館支援センター推進事業が終了したわけですが、学校図書館の運営に効果があったことから、新たに市の独自事業として中学校の学校図書館に週3日、学校図書館協力員を配置するほか、図書の搬送を行うものでございます。

続きまして⑥、仲町図書館建替えのための検討を進めます、ということでございます。これは小平市第3次長期総合計画の中でも予定されております計画事業として位置づけられているところでございまして、継続して検討を行っていくところでございます。

⑦の、市史編さん事業との連携・協力を進めます、でございますが、市では市史編さん事業を昨年4月にスタートいたしました。地域史料や古文書と当然に密接な関係をもっていることから、こちらとも連携・協力を図っていこうということでございます。

⑧の、郷土写真資料の整理を行います、でございますが、現在5万5,000件ほどの写真のうち、映像のデジタル化が1万3,000件ほど進んでおりまして、表題等のデータも1万1,000件ほど入力が終わっております。今年度は写真に写り込んでおります要素から、職業や建物名、人物名などを件名として入力し、検索しやすいようにするものでございます。東京都の緊

急雇用制度なども利用しまして、全体5万5,000件の2割程度処理ができたというふうに考えております。

最後に⑨の、西部市民センターの防火設備改修を検討します、でございますが、同センターの窓ガラスの一部を網入りのガラスにかえるものでございます。

個々の事業につきましては、4ページから実施事業として掲げているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（8）小平市立図書館の臨時休館について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（8）小平市立図書館の臨時休館について、報告いたします。資料No.9をごらんください。

毎年実施している図書資料の点検、整理のために、臨時に休館するものでございます。

今回も全館一斉には行わず、例年どおり、3つの期間に分け、述べ3週間にわたって実施いたします。

なお、それぞれの休館期間につきましては、昨年度と比較して、地区図書館で1日、中央図書館で3日短縮しております。

市民の方々には市報、ホームページ、ポスター、チラシ等で周知いたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（9）小平市図書館協議会の提言について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（9）小平市図書館協議会の提言について、報告いたします。資料No.10をごらんください。

はじめに、提言の経過ですが、平成19、20年度の図書館協議会から市民公募による新委員が加わったこともあり、市民にもっと利用される図書館となるために必要なことについて、すなわち「図書館の広報活動について」を検討することになり、平成19年9月から9回の討議を経て、資料のとおり提案がありました。

次に提言の内容ですが、広報の方法を二つに分け、最初に3ページからの「まだ図書館を利用

したことのない方が、図書館に関心を向け、足を運ぶ広報」について、次に6ページからの「既に図書館を利用している方がより便利に利用するための広報」についての提言となっております。いずれの広報においても、図書館を利用している一人ひとりが広報員となること、人と人のつながりの大切さをアピールした内容となっております。

次に、今後の対応ですが、この提言の内容を検討し、可能なものから実現に努めてまいります。

終わりに、積極的に市民参加を図り、情報共有を進めるために、この提言を図書館ホームページに掲載し、情報提供を行う予定です。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（10）「小平の歴史を拓く（上）－古文書目録解題編－」の刊行について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（10）「小平の歴史を拓く（上）－古文書目録解題編－」の刊行について、報告いたします。

委員の机上に配付いたしました資料をごらんください。内容は、これまでに刊行した小平市の古文書目録のあとがきや解題を、開拓順に編集したもので、古文書整理によって明らかになった新田開発・村の生活・鷹場・玉川上水と分水など、多様なテーマについて触れた興味深い小平の歴史となっております。

なお、本書は、図書館蔵書として閲覧・貸出を行うとともに、市内各図書館、市政資料コーナー、小平ふるさと村において1,100円で販売する予定です。

また、国立国会図書館、都立中央図書館、都立多摩図書館、都内の公立図書館等に資料として寄贈する予定です。

今後は、この資料をさまざまな形で活用し、役立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（11）小平市民総合体育館の臨時休館について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（11）小平市民総合体育館の臨時休館について、報告いたします。資料No.11をごらんください。

今回の臨時休館でございますが、体育館内修繕工事、特別清掃及び温水プールの水入れかえの

ため、休館するものでございます。

臨時休館日でございますが、6月2日（火）を予定しております。なお、6月1日（月）が通常の休館日となりますので、2日間連続して休館するものでございます。

市民への広報につきましては、市報こだいら5月5日号、5月20日号及びホームページ及び公共施設予約システム管理メニュー上に掲載するほか、館内への掲示により周知を図ってまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（12）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（12）寄附の受領について、報告いたします。資料No.13をごらんください。〔I〕は、金16万円を、メガネ・コンタクトアイアイ369+様より、小平市育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは次に、教育長報告事項（13）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（13）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.12のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いいたします。

○阿部教育庶務課長

それでは本日報告いたしますのは、7件でございます。

受付番号（110）、事業名、2009ルネこだいら「芸術家と子どもたちとの出会い」フェスティバル。それから、資料裏面の受付番号（3）、事業名、ユネスコジャズフェスティバルイン

小平、以上7件は、いずれも毎年使用承認しているものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（14）事故報告I（3月分）について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（14）事故報告I（3月分）について報告いたします。3月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.14のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

3月分の事故報告Iについて報告いたします。

はじめに交通事故は、中学校で管理下1件、小学校で管理外1件、あわせて2件ございました。

次に一般事故についてです。管理下の事故が小学校で12件、中学校で2件ございました。

事故の内容についてでございます。

交通事故は自転車による事故でございました。

一般事故は、小学校の一般事故12件中、6件が休憩時間中に発生した事故でございます。また、小学校、中学校、あわせて14件中、5件が体育の授業またはクラブ活動中に起きた事故でございます。引き続き、授業中の安全確保には十分に注意した指導の改善を、今後図ってまいりたいと考えております。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は1件の増加、一般事故は2件の増加でございました。

昨年と同じ月と比べますと、交通事故は1件の増加、一般事故は5件の増加でございました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（16）平成20年度の事故報告について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（16）平成20年度の事故報告について、報告いたします。

平成20年度の一年間の交通事故、一般事故につきましては、資料No.16のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

「平成20年度の事故報告」について概要を御説明いたします。

はじめに、交通事故でございますが、管理外を含め、交通事故の合計人数は23人で、平成19年度と比較して6人の減少でした。

内訳でございますが、最も多いのが自転車による事故で、13人でございます。なお、歩行中の飛び出しが6人と、平成19年度より3人増加しています。

歩行中の事故及び自転車事故の防止につきましては、今後も、引き続き重点的に指導してまいります。

次に、一般事故でございます。管理下の一般事故の合計人数は181人と、平成19年度と比較して50人の増加でした。その中で最も多かったのが、休み時間・放課後等の事故で、72人でした。これは平成19年度と比較して、15人の増加でした。

次に多く発生したのが、授業中の事故でございまして、66人となり、これは平成19年度より23人の増加でした。

なお、過去5年分と比較いたしますと、交通事故の報告人数につきましては、平成20年度は、一番少ない人数となりました。

また、一般事故につきましては、平成17年度に続く、2番目に多い人数となりました。

学校事故につきましては、校長・副校長合同会議や生活指導主任会等において、「事故発生の未然防止の徹底を図ること」、「事故後の対応を迅速・適切に行うこと」、「指導課への一報の連絡と事故報告書の提出を着実に実施すること」などを指示しておりますが、今後も、引き続き、学校に対して指導や対応の徹底を促してまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（17）小平市ティーチング・アシスタント配置要綱の制定について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（17）小平市ティーチング・アシスタント配置要綱の制定について、報告いたします。

今回、策定しました要綱につきましては、資料No.17のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いします。

○山田教育部理事

「小平市ティーチング・アシスタント配置要綱の制定」について説明いたします。

ティーチング・アシスタントの配置につきましては、平成19年度から、段階的に小学校に配置を行っており、平成21年度で、小学校全校にティーチング・アシスタントの配置が完了することとなりました。

小学校全校に配置するに当たり、ティーチング・アシスタントの職務等について、一定の基準を示し、統一した対応を図るために、ティーチング・アシスタントの条件及び必要事項を整理し、要綱を制定したものでございます。

本要綱では、市立小学校における教育活動の推進を図ることを目的に、ティーチング・アシスタントの職務、資格要件及び配置等の事務手続等について定めております。

ティーチング・アシスタントの職務といたしましては、校長の指示に従い、授業において教員と協力しながら、「学習指導」「学級経営」及び「小1プロブレムへの対応」における支援を行うものでございます。

資格要件でございますが、教育職員の免許状を取得した者、または取得する見込みのある者としております。

次に、配置日数でございますが、週あたり、2日から3日とし、年間で約105日を予定しております。

なお、施行期日は、平成21年4月1日でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（18）児童・生徒の安全確保について、阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（18）児童・生徒の安全確保について、を報告いたします。資料はNo.18で

ございます。

本件につきましては、4月10日の新聞等により報道がありました、小平市や近隣周辺市で、昨年11月から今年3月にかけて、帰宅した小学生の女子が若い男に体を触られたり、わいせつな行為を受けたりする被害について、これまでの経緯及び対応について、報告いたします。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

それでは、本件のこれまでの経緯と対応について報告いたします。

資料№18で、委員の皆様にお知らせしましたように、4月10日に、本件について学校に説明し、児童・生徒の安全確保のための指導の徹底を指示いたしました。内容は、安全指導の中でも、危険予知能力と危険回避能力を具体的な事例に基づく資料に基づいて行うというものでございます。学校で使用する資料として、サンプルをお示ししておりますので、お手元の資料をごらんください。

さらに、13日月曜日には、午前9時から副校長を招集いたしまして、どの学校でも一斉に実施する内容として、保護者へ本件の周知と児童・生徒への具体的な指導の徹底について、改めて指示いたしました。さらに、PTAなど地域諸団体による学校としての取り組みを、各学校の実態に応じて取り組むことを依頼いたしました。教育委員会としての対応は、まずは教育委員会事務局の地域パトロール、スクールガードによる巡回の強化、さらに、今後は教育委員会と小平警察との綿密な連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○吉田委員

それでは、先ほど山田教育部理事から説明がございました件についてお尋ねしたいと思います。

今、小平市教育委員会では、防犯対策の一つとして安全パトロールを行っているということでございますが、この安全パトロールはどのような形で行われているか、お聞かせ願いたいと思います。

○大滝学務課長

では、今、実施しております安全パトロールにつきまして、御説明をさせていただきます。安

全パトロールは4月16日（木）から4月28日（火）、土曜、日曜を除き実施する予定でございます。

安全パトロールでございますが、庁用車を使いまして、3区域、東部、西部、中部の3区域に分けて、職員2名体制で一組といたしまして、午後2時から5時までの3時間をパトロールをしております。

パトロール方法につきましては、事故に遭われた方の人権等を考えまして、広報はしておりません。車の両サイドに防犯パトロールというステッカーを貼りまして、ただ通学路を中心に巡回をしているところでございます。今のところ、特に不審者等の報告は入ってございません。

以上でございます。

○伊藤委員長

この件に関しまして、ほかに御質問、御意見ございませんか。

○吉田委員

この資料の中に、防犯教室の目的を確認し主体的に参加しようということがございます。今、各学校では交通安全教室というのが定期的に行われておりますけれども、この防犯教室に対しては、市内の小学校でどのようなといいますか、年に何回か行われているのでしょうか。

○山田教育部理事

東京都の資料をごらんになっての御質問かと思いますが、小平市の小・中学校におきましては、セーフティ教室という名称で学校、警察と連携を取り合った形で行っております。

主にこれまでは薬物の使用ですとか、いじめや暴力行為等、さまざまなテーマで取り扱ってまいりましたけれども、今回このような状況でございますので、こういった実態に合わせた防犯、特に私が先ほど御説明申し上げたような、自己防衛力を向上するような取り組みを考えてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

この件につきましては、非常に難しいのですが、児童の生きる権利を守るという意味から、被害児童を保護すること、それから小平市全体の児童の安全を確保すること、その両方が重要だと思います。そのところをよく熟慮し、突然の報道で厳しい意見もあったかと思いますが、ここまで慎重に配慮できているのではないかと思います。今後も引き続き、緊張感を持続して対応をよろしく願いいたします。

では、ほかの件につきまして御質問、御意見ございませんか。

○森井委員

平成21年度小平市立小・中学校の学級編制についての資料を拝見したのですが、どの小学校においても児童の人数が減っているということでしたが、特に鈴木小学校の入学者数が減り、どの学年においても児童数の少ないと言う現状なのです。同じように花小金井小学校も人数が少なく、花小金井小学校も児童数の少ない地区ですが、当該地域は、今後住宅等が建つ予定があり、児童が増える可能性があるかと思えます。鈴木小学校に関しては、校区内に大規模な住宅が建つという予定も聞いておりませんが、今後児童数が減ることに関して、学区域の変更などについて検討していくというようなことは考えておられますでしょうか。

○大滝学務課長

ただいま御質問ございました、鈴木小学校の小規模化でございます。今、委員のおっしゃったとおり、鈴木小学校は、小平第八小学校、それと小平第三小学校、小平第九小学校と区域がかなりくっついた地域で、そのちょうど中心に位置する小学校でございます。

現在、今お話がございました学区域の変更という件につきましては、地域性的問題もございまして、なかなか難しいところがございます。現在考えているのは、調整区域、現在、小平第三小学校につきましては、御幸地域の一部を小平第八小学校の調整区域としてございます。また小平第九小学校につきましても、一部鈴木小学校との調整区域にしてございますが、今後、小平第三小学校が大規模化することも考えられる中で、できれば調整区域の見直しを、今後検討していきたいと現在考えてございます。

以上でございます。

○荒畑委員

事故報告Iにつきまして、交通事故と一般事故とありますが、まず交通事故につきまして、小平市の平成20年度事故報告一覧、また過去5年分の事故報告一覧というところを見ていただきますとわかると思うのですが、自転車の絡んだ事故が非常に多くなっております。特に全国10年間の統計等で見ますと、自転車相互の事故件数が、10年前から比べますと6.5倍、それから自転車対歩行者の事故件数が10年前の4.5倍になっているということで、特に5年前から多くなっております。

それで、実はこちらに自転車安全利用東京キャンペーンというパンフレットのがあるのですが、これは、5月1日から5月31日までということで、東京都、警視庁、交通安全協会等が出した資料ですが、ここに平成20年6月1日に道路交通法が改正され、自転車の通行ルール、正しい乗り方ということがいろいろ書かれております。特に改正された問題につきましては、普通自転車の歩道通行に関する規定ということで、昨年6月1日からは、歩道を通行できる対象が道路標識等で指定された場合運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合、さらには車道、又は交通の状況から見て、危険でやむを得ない場合はいいということになっております。それと13歳未満の児童、幼児には自転車に乗車させるときはヘルメットをかぶらせる努力義務を保護者に負わせております。

そのほかにも、自転車の安全利用 5 則ということで、①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進は禁止・夜間はライトを点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）⑤子供はヘルメットを着用（又やめましょう！傘差し運転・運転中の携帯電話）などいろいろ書いてございますので、こういったことをまた教育委員会としても参考にして、交通事故を、特に自転車の絡む交通事故をなくすように努力していただければというふうに思います。

それと、過去 5 年分の一般事故の方について見ますと、やはり先ほど山田教育部理事がおっしゃいましたが、休み時間、放課後、授業中の事故が非常に急増しているということで、教育委員会としても対策を練っていらっしゃると思うのですが、より一層またそういった事故防止に皆さんで協力して頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長

ほかにございせんか。

○吉田委員

ティーチング・アシスタントについてお尋ねしたいと思います。

今年度より小学校全校にティーチング・アシスタントが配置されるということで、現場の学校経営者の方や保護者の皆様も大変ありがたく思っていることと思います。

そこで、この配置要綱を見ておりますと、ティーチング・アシスタントになろうとするものは履歴書を提出し、教育委員会が内容を審査し、そして要件を満たしていると判断したときに登録するとございます。面接というものなどはしないのかと思っています。やはりその人物の人となりを見るには、直接お会いし、会話をすることがとても必要なことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

あともう一点です。各校 1 名とありますが、これは人数は決まっているのでしょうか。複数名でもよろしいのでしょうか。

○山田教育部理事

要綱に書いてありますとおり、教育委員会の取り扱いとしては事務上のことだけでございますが、具体的にその人物評点に関しましては、各学校の校長に任せているところでございます。その学校で、校長がまず面接をいたしまして、最終的には校長の判断により、採用するかどうかの決定をしております。

2 番目に、各学校 1 名ということなのですが、各学校からの評価は大変高いものがございますので、少し拡大できたらと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

私から、本日は図書館の事業計画が出ておりますが、その件に関しまして、質問させていただきます。

事業計画の6ページ(11)に、小・中学校との連携促進というのがございますが、国の事業の学校図書館支援センター推進事業が終わりまして、市の独自事業になったわけですが、そのセンターがなくなって、この(11)にありますこの業務は、図書館のどういう係のどういう担当が専任あるいは兼任をなさっているのでしょうか。

○柄澤中央図書館長

今、委員長からお話がありましたように、中央図書館では平成18年度から図書館支援センター推進事業を実施してきたわけでございます。この事業自体は国の補助によるものでございましたので、3年間の研究事業で平成20年度で終了したわけでございます。

あくまで学校図書館というのは学校教育の関連ということにはなりますが、今までフルではないのですけれども、3年度にわたりまして図書館協力員の配置を行ったりとか、あるいは配送便を行ったりということで、学校図書館が、特に協力員の効果が大きいと思うのですけれども、学校図書館が開いている状態が多くなったということ、学校側からは聞いております。

実は学校アンケート等もとりまして、学校側からぜひこの形態を続けていただきたいというような話もございまして、また市民の方からは、子ども文庫連絡協議会等から継続していただきたいということがありましたので、図書館としましては、研究事業は終わるわけではございますけれども、学校図書館との連携推進事業ということで、新たに予算要求をしまして、協力員を配置していくこととしたわけでございます。

ですから担当につきましては、この事業につきましては学校との連携事業ということで、図書館として行っているわけでございますけれども、係としてはサービス係が引き続き担当していくこととなります。

ただ、学校図書館につきましては、これまでも学校図書館支援センター推進事業調査研究会議というのがございまして、教育部長を委員長としまして、教育部の理事ですとか、あるいは指導主事の方、あるいは中学校長会の会長ですとか、図書館協議会のメンバーであります小学校、中学校長あるいは実際に学校の蔵書の関係を管理しています学務課長等も含めて会議を行ってきておりますので、平成21年度以降も、名称はどうなるかわからないのですけれども、例えば学校図書館調査研究会議ということにしまして、引き続き今後も研究調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長

わかりました。学校図書館は教育課程の展開に寄与するというものであることからしても、指

導課にうかがいたいのですけれども、指導課の方では学校図書館の担当体制というのはどのようなになっているのでしょうか。

○谷口指導主事

学校においては、学校図書館の担当というのが図書主任あるいは司書教諭がそれを担っております。学校全体の教育活動の中で図書館を利用する場面というのは多々あるのですけれども、そういった図書館の使い方、あるいは使う順番というのでしょうか、何曜日の何時間目はどの学級が使えるといったような割り振りなども考えて行っているのが、その図書主任、あるいは図書館司書教諭の仕事の中に入っております。

○伊藤委員長

すみません、質問をもう一度させていただきます。学校の状況は承知しております。学校の主体的な取り組みも期待するところです。

教育委員会の体制として、指導課ではどのような方が担当となっておられるでしょう。

○谷口指導主事

図書館司書教諭等の研修がございまして、これは担当は指導主事が行っております。失礼いたしました。

○伊藤委員長

指導主事一人が担当となっているわけですね。わかりました。

今、図書館長からも調査研究会議ですか、そのようなものも持って、これからもというお話もございましたけれども、図書館にしても指導課にしても業務が多岐にわたってきまして大変お忙しいことと思いますが、新学習指導要領を視野に入れても、非常に学校図書館の重要性は増しておりますので、各担当が、主体性と使命感とともに連帯感を持って取り組みを進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、以上で（１）から（１４）及び（１６）から（１８）までの教育長報告事項を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は御退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。１５時１５分まで休憩といたします。

午後 2 時 5 7 分 休憩